

すべての働く人たちが安心して健康で働き続けられる社会の実現を（談話） ～労働政策審議会「労災保険制度の見直しについて（報告）」について～

2026年1月23日

働くもののいのちと健康を守る全国センター
事務局長 九後健治

厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（以下、部会）は、昨年7月29日にとりまとめられた「労災保険制度の在り方研究会」による「中間報告」をふまえた議論の到達点として、1月14日に「労災保険制度の見直しについて」の報告（以下、「報告」）を行った。

いの健全国センターは、「多様な働き方をはじめとした社会情勢の変化があったとしても、労働者や被災者家族の援護、社会復帰促進や安全衛生の確保といった国が果たすべき役割はいささかも変わるものではなく、すべての働く人たちに必要な補償をおこなうべき」という立場からの意見を、8月27日に部会に対して表明し、真摯な検討を求めてきた。

「報告」では、いの健全国センターの意見をふまえた部分もあるが、全体としては極めて不十分だと言わざるを得ない。

一定の事業規模以下の農林水産業を対象としている暫定任意適用事業については廃止し、労災保険法を順次強制適用としていることは農林水産業においては死傷の年千人率も他産業に比して高い傾向にあることをふまえれば当然と言える。しかし、事務負担の軽減等の対応が必要だとして期限を示すことなく「円滑な施行に必要な期間を設けることが適当」としているが、関係労働者の保護は急務であり早期の適用を図るべきである。特別加入制度についても「労働基準法が適用されておらず、現在、労災保険法の特別加入対象でない事業等について、特別加入の対象を拡大し、労災保険法を適用することについて隨時検討することが適当」という姿勢にとどまっているが積極的に検討する姿勢が求められている。加えて家事使用人に対する労災保険の強制適用は「労働基準法が家事使用人に適用されることになった場合には」としているが、先行して労災保険の適用を認めるべきであり、すべての働く人たちが健康で安心して働き続けられる社会を実現するという観点から評価できない。

遺族年金に関して、遺族補償年金における夫と妻との差の解消や夫のみに課せられた支給要件の撤廃を盛り込んだことはジェンダー平等を実現するという観点からも一定評価できるとともに、遺族（補償）等年金の給付期間について「現行の長期給付を維持することが適当」としたことは当然である。加えて遺族特別年金について、高齢や障害のある妻に対する「特別加算」分を給付基礎日額に組み込んだことは前進面ととらえることができる。

療養補償給付や休業補償給付など労災保険給付請求の権利が2年となっているものがあるが、そもそも労働債権が民法上的一般債権よりも位置づけが低くなっていることは問題である。「報告」では、脳・心臓疾患、精神疾患、石綿関連疾病等について5年に延長することとしている。いの健全国センターは消滅時効について、すべての労災請求は最低でも一般債権の「5年」、過労死及び過労自死、脳・心臓疾患や精神障害、アスベスト関連疾患などの化学物質による健康被害については、民法167条の「20年」にあわせるべきだと主張してきたことからすれば極めて

不十分ではあるが、我々の主張が一定反映され、今後の消滅時効の延伸につながるものと考える。また、遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額の扱いについて、疾病発症時の賃金がばく露時の賃金よりも高い場合はそちらを用いることとされたことも、被災者の生活を保障するという観点から評価できるものである。

労災保険は労災事故防止の促進を目的に、その事業場の労働災害の発生状況に応じて労災保険率や労災保険料額を増減させる「メリット制」を設けている。しかし、この間の「労災保険制度の在り方研究会」や「部会」における議論でもその効果や公平性について多くの疑問が出されており、今回の「報告」でも、メリット制を由来として労災かくしや労災請求した労働者等に対する報復行為・不利益取扱いにつながるといった懸念が出されていることが明らかになっている。加えて、災害防止努力を促す等の観点から労災保険給付の支給決定（不支給決定）にかかる一部の情報を事業主に提供することとしているが、これについても労災隠しや報復行為等につながりかねないことから実施すべきではない。こうした点を踏まえてもメリット制は廃止すべきである。

今回の「建議」「報告」をふまえて、今後法律や規則等の改正がすすめられることになるが、労災保険制度は働くものや被災者の立場に立ったものでなければならない。働くもののいのちと健康を守る全国センターは、今回「報告」でふれられた内容について、さらに検証・検討を重ね働くものすべてが安心して健康に働く社会、被災労働者が仕事に戻るための十分な治療・補償を実現させるため、政府・厚生労働省への働きかけを強めるとともに、職場・地域から民主的な労災保険制度の確立をめざす運動を強める。

以上